

# 改正建設業法への対応について

 **OKUMURA CORPORATION**

2026.5.1

株式会社奥村組

## (協力会社の皆さまへ)

### 協力会社 各位

平素より、奥村組の建設事業に多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、ご承知のとおり、令和7年12月12日に改正建設業法が全面施行され、  
建設業界全体において取引の適正化、技能者の処遇改善、安全・品質確保の徹底が  
これまで以上に求められることとなりました。  
本改正は、元請・下請の立場を問わず、**建設工事に関わるすべての事業者が遵守す  
べき内容**となっております。

つきましては、元請としての当社の考え方と、協力会社の皆さまにご理解・ご協力  
をお願いしたい主なポイントをご説明いたします。

# 改正建設業法の全面施行を受けた当社の対応状況①

～建設技能者を大切にせる企業の自主宣言～

**奥村組自主宣言**の申請（宣言日2026.2.6 取組開始日2026.4.1）

自主宣言とは

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としています。

当社は元請事業者の立場として、以下の4項目について、取り組み内容と合わせて宣言しました(次ページ参照)

1. 労務費確保・賃金支払い等のための取組
2. 建設キャリアアップシステムの活用
3. 宣言企業との取引優先
4. その他

# 改正建設業法の全面施行を受けた当社の対応状況①（奥村組自主宣言）

宣言立場 元請事業者

## 建設技能者を大切にする企業の自主宣言

当社は、建設産業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の処遇改善に向けて取り組むことを宣言します。

（１．労務費確保・賃金支払い等のための取組）

■自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する。

■下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重する。

・下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書について根拠なく値引きを行わない取り扱いを社内に通知し徹底する。

■技能者の適切な処遇を確保するための取組を行う。

・工事現場毎に適した熱中症対策を導入する。

・工事現場毎に適した快適トイレを導入する。

・工事現場の土日閉所を実施する。

■担い手の育成取組を行う。

・自社の担い手に対する取組として、資格取得のための資金の補助等を実施。

・自社の担い手に対する取組として、安全衛生等現場に係る注意に関する研修会等の実施を定期的（1年に1回以上）に行っている。

・下請事業者の担い手に対する取組として、CCUSレベルを考慮し、下請との契約とは別に手当を支給する。

■国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るために行う調査に協力する。

（２．建設キャリアアップシステムの活用）

■全ての現場において、CCUSを利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組む。

・元請として受注した全ての工事現場においてカードリーダー等の就業履歴を蓄積できる機器等を設置し、工事現場において履歴蓄積を行うよう現場代理人等から技能者へ声かけを実施するとともに、CCUS未加入の下請け事業者や技能者への加入促進を促す。

（３．宣言企業との取引優先）

■取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮する。

・見積条件書に『甲は乙及びその再下請負業者に「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を奨励し、その状況に応じて発注の優先度を考慮する場合がある』と追記する。

（その他）

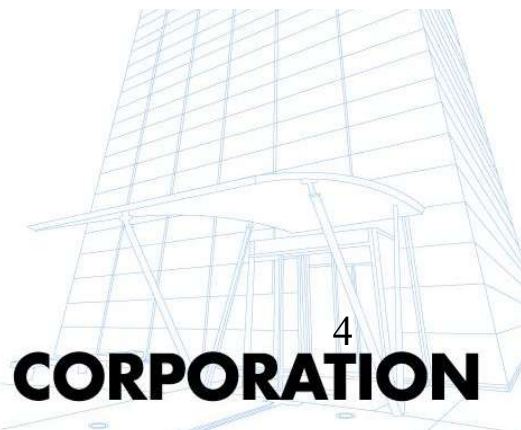
項目	具体的な取組内容
労働安全衛生	建設工事での安全意識高揚に向けた普及啓発のためのVRでの体感教育
生産性向上	現場作業におけるICT化を推進すること
戦略的広報・若者育成	スポーツイベント協賛・テレビCM・記念館の運営などの戦略的広報
女性活躍	女性の活躍を推進すべく、環境整備等のさまざまな施策の取組
外国人活躍	外国人就労者の安全意識向上のための取組

宣言日 2026年2月6日

取組開始日 2026年4月1日



企業名 (株)奥村組  
代表者名 奥村 太加典



# 改正建設業法の全面施行を受けた当社の対応状況②

## 工事下請負契約約款を改定しました (改定日 2026.4.1)



【工事下請負契約約款】

⇒当社の工事下請負契約約款について、国交省約款(建設工事標準下請契約約款)や民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改定内容に準じた内容に改定しました。

【新旧対照表(抜粋)】

工事下請負契約約款(改正案)	工事下請負契約約款(現行)
<p>(設計図書<del>の貸与</del>) 第2条 (削除)</p> <p>1. 設計図書は、元請負人が下請負人に貸与するものとし、下請負人は、これを善良な管理者の注意をもって管理する。下請負人は、これを本工事の施工以外の目的で使用したり第三者(本工事の施工に関与する者を除く。)に開示若しくは貸与してはならない。</p> <p>2. 下請負人は、本工事を完成する等、設計図書が不用となったときは、速やかに元請負人に返却する。</p>	<p>(工事の施工) 第2条 下請負人は、注文書、注文請書、設計図書及び見積条件書に特別の定めがない事項はすべて本約款に定めるところに従い、元請負人の指示のもとに誠実に工事を完成し、元請負人に引渡す。</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>
<p>(請負代金内訳書、工事計画書及び工程表) 第3条 下請負人は、設計図書及び見積条件書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、元請負人に提出する。</p> <p>2. 下請負人は、請負代金内訳書に、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)及び建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。</p>	<p>(工事計画書及び工程表) 第3条 下請負人は、<u>元請負人の請求があったときは</u>、設計図書及び見積条件書に基づく工事計画書及び工程表を作成し、<u>本契約締結後速やかに</u>元請負人に提出する。</p> <p>(新設)</p>
<p>(適正な労務費の確保等) 第3条 元請負人及び下請負人は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</p>	<p>(新設)</p>

# 改正建設業法の全面施行を受けた当社の対応状況③

## 見積条件書を改定しました (改定日 2026.4.7)

※日付チェックが未完了です。「日付チェック」ボタンを押し、日付の整合性を確認ください。

見積条件書		見積依頼日		
甲		乙		
工事科目	見積条件書	甲	乙	
見積書提出期限	【備考】	支払条件	甲の基準による	
工事名称		精算条件	甲の指示による	
工事種		○ 実数 ○ 実測 ○ 買戻条件付 ○ 特別条件 ( )		
工期	着手予定日 完了予定日	仮設電気	○ 支給する ○ 支給しない	
施工場所		給排水	○ 支給する ○ 支給しない	
入契法適用対象の有無	○ 有 ○ 無	搬運設備	○ 支給する ○ 支給しない	
建り法適用対象の有無	○ 有 ○ 無	搬運器具	○ 支給する ○ 支給しない	
主な品質上の要求事項	(甲は適用版等も記載すること)	移動足場	○ 支給する ○ 支給しない	
	適用する仕様書等 ( )	(数量) (受渡場所)	(品名) (数量) (受渡場所)	
	(乙は指定適用規格通り見積ること)	安全衛生協力会費	余則に基づく会費	
	見積範囲 ( )	産業廃棄物処分代金	実費相当額	
	検査種別	検査実施	顧客立金	検査項目 (有の場合に記入)
	工場検査	検査要領書の作成 ( )	検査日時、検査内容、資料提出等は甲の指示による	
	受入検査	○ 有 ○ 無	検査日時	
	工程内検査	○ 有 ○ 無	検査内容	
	外部関係検査	○ 有 ○ 無	資料提出	
	管理	○ 有 ○ 無	校正記録	○ 提出 ○ 提出不要
作業条件	作業時間	~		
	作業日			
	関連作業			
	その他の制限			
	作業打合せ会議	毎日 時 分	安全衛生環境協議会	毎日 時 分
安全衛生・労務管理条件	建設キャリアアップシステム (CCUS)	①乙は、甲発注の工事請負契約を締結した場合は、全ての再下請負業者を含めCCUS事業者登録及び技能者登録を行うこと。 ②甲は、乙等のCCUS登録状況を確認し、発注の優先度を考慮する場合があります。	①乙は、甲の主要な安全衛生管理協議会組織・行事に参加する。 ②乙は安全衛生活動への参加および相互扶助目的とする安全衛生協力会に加入し、会費を標準するともに会費に定める会費を納入する。	
	グリーンサイト	乙は、業法・安全書類の電子化とCCUS連携による技能者の経験蓄積のため、全ての再下請業者を含めグリーンサイトに加入すること。再下請業者が未加入の場合は、一次業者が代行登録すること。		
	労災上積	労災上積	労災上積	
	接触防止安全装置	下記の車両系建設機械は、2022年4月1日より、接触防止安全装置(警報・警告装置(音、光、目視表示等)若しくは、緊急停止装置)を装備すること。(備後)に取付ける型式、車種と作業員等に取付ける型式) ・掘削機械の内、パワーショベル、ドラクショベル(クローラ式、ホイール式) ・解体用機械の内、ブレイカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	①乙は標準仕様書等を用い法定福利費を内訳明示した見積書を作成し甲に提出すること。 ②乙および乙の再下請負人以下の全ての再下請負人は、企業単位、労働者単位での適正な社会保障に加入すること。 ③甲は適正な社会保障に加入していない全ての労働者について、2017年1月1日以前、特約の理由がない限り、法定福利費を甲が負担することを、甲の再下請負人に通知すること。	
	① 社外役員	①乙は及びその再下請負業者は「建設技能者を大切に企業の自主宣言」を奨励し、その状況に応じて発注の優先度を考慮する場合があります。		
	② 見積内訳書に記載すべき事項	見積内訳書に記載すべき事項		
	③ その他の特記事項	その他の特記事項		
	備考	備考		

① 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」の奨励 および宣言の状況に応じて発注の優先度を考慮する旨を新たに記載しました。

② 見積内訳書に記載すべき事項として、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金について内訳明示した見積書を作成していただく旨を新たに記載しました。

③ 弊社から内訳明示を不要とする旨の指示があった場合は、材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金の明示を省略できることを新たに記載しました。

※法定福利費については、従来通り記載が必要です



# 奥村組の対応方針について

## 【基本方針】

国土交通省において、基準に基づく価格交渉時の留意点などの詳細を整理した『**労務費に関する基準**』の運用方針に則った対応を基本とします。

「労務費に関する基準」の運用方針

令和7年12月  
国土交通省

[「労務費に関する基準」の運用方針\(リンク\)](#)

## ◆当社からの見積依頼について

### 【方針(見積依頼)】

4/1以降の見積依頼に際しては、原則、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費を明示していただくように協力会社の皆さまへ依頼します。ただし、労務費の内訳明示をするために必要となる設計の精度が十分でない場合（概算での見積等）は、労務費の内訳明示の依頼は行いません。

★見積書への内訳明示は、**工事費全体に対して内数として各項目一式（7ページ参照）**で可としますが、公共工事の場合、協力会社の皆さまには根拠となる**労務単価や歩掛等が分かる資料の提示**を合わせて提出いただきますようお願いいたします（様式は問いません）。

公共工事の場合と民間工事における内訳明示の運用については以下のとおりとさせていただきます。

⇒公共工事の場合・・・内訳（一式）明示 **必須**  
根拠となる労務単価や歩掛等が分かる資料 **必須**

⇒民間工事の場合・・・内訳（一式）明示 **努力義務**  
根拠となる労務単価や歩掛等が分かる資料 **努力義務**

⇒材料費等記載見積書の作成を新たな商慣行としていくためにも、**労務費等の内訳明示の見積書作成にご協力をお願いします**

# 労務費について

中央建設業審議会が作成・勧告した『労務費に関する基準』において、労務費は以下のとおりとされています

$$\text{労務費} = \text{① 労務単価} \times \text{② 単位施工量あたりの歩掛} \times \text{施工数量}$$

- ① **労務単価**は、公共工事設計労務単価を下回る水準を設定してはならない
- ② **歩掛**については、施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定しなければならない

『労務費に関する基準』（中央建設業審議会 令和7年12月2日発行）より抜粋

国土交通省が労務費の基準値を一部の工種で公表(次ページ参照)していますので、見積りにあたって適宜ご参照お願いします。

# 労務費の基準値(労務費に関する基準ポータルサイト)について

労務費に関する基準ポータルサイト(リンク)

鉄筋工事(建築)における鉄筋工事の労務費の基準値:東京都

工種の種類	鉄筋工事				
標準的な規格・仕様	鉄筋加工・組立				
(構造)	RCラーメン構造				
条件	(高さ) 高さ3.5~4.0m程度				
(形状)					
労務費の基準値	71,472(円/t)				
内訳					
職種	職種	設計労務単価 (円/人・日)	設計労務単価 (円/t)	施工単位当たり歩掛 (円/人・日)	設計労務単価 (円/t)
	鉄筋工	1.88	32,600	0.44	61,288.00
	普通作業員	0.38(0.2)	6,800	1.41	10,184.00
	合計			1.41	71,472.00

設計労務単価: 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京都)による。  
 労務歩掛: 公共建築工事標準単価積算基準(令和7年改定)による。  
 補足: 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したものを、「日当たり作業量(参考値)」は、職種を問わず、「(標準的な歩掛) × (標準的な作業量)」により算出される。

【代表的な歩掛の作業内容】  
 ・建築工事における建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立。  
 【条件】  
 ・条件は以下の通り。  
 構造: RCラーメン構造  
 高さ: 3.5~4.0m程度  
 形状: 単純  
 対応する鉄筋径: D10以上D32以下  
 ・本物・組物鉄筋の構成比: 鉄筋加工組立における本物及び組物鉄筋は、標準的な構成比とする。  
 ・揚重機の機械経費は含まない。  
 ・鉄筋の運搬費は含まない。  
 【留意点】  
 ・主な作業内容として事務所、庁舎等の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。  
 ・加工組立(工場加工、現場組立(スベアー取付、圧接合番、点検後手直し、コンクリート打設時合番を含む。))  
 ・荷揚げ(揚重機(クレーン)への積み込み、積下し手間)  
 ・場内小運搬(水平小運搬)(場外の運搬は除く。)  
 ・持ち帰り管理(荷込材の集積・片付け・管理)  
 ・発生材処理(指定場所への集積)  
 ・発生材処分費(発生材の場外搬出及び処分費)は含まない。  
 ・足場は含まない。  
 ・その他(鉄筋材の検収、管理、養生、片付け、清掃など)  
 ・揚重機の作業範囲は、鉄筋工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。  
 ・官庁施設(事務所等)の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。  
 ・本表の数字は、鉄筋工事(建築)に係るものである。鉄筋工事(土木)の労務費については、本表の数字を基に、個別に適切な補正を行う労務費を算出することが必要である。

補足事項  
 ※鉄筋工及び普通作業員の歩掛の括弧( )内の数値は、工場加工相当分の内訳を示す。  
 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価 × 施工単位当たり歩掛

労務費の基準値に  
 「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」  
 を含めた参考値  
 100,776(円/t)

○本参考値は、労務費の基準値に「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」として、労務費の基準値の41%(令和7年2月14日報道発表資料「建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表」)による。)を加算した金額(参考値)である。  
 ・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」とは、建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等であり、これらの費用は労務費の基準値には含まれていない。  
 ・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。  
 ○なお、個別の請負契約における労務費の見積りに当たっては、以下の点に留意し、契約当事者間で十分に協議することが必要である。  
 ・実際に、「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものである。(例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど。)  
 ・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」と、建設業法第20条第1項に規定する「当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」の範囲は異なる。  
 ・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」に利益、本社経費等は含まれない。

## 労務費の基準値 = 単位施工量当たりの労務費

都道府県別、職種分野別、工種別における労務費の基準値が公表されています。ただし、標準的な規格・仕様の条件での基準値であり、特殊な条件や制約がある場合には、現場ごとに考慮し、適切な補正を行う必要があります。

現状、基準値の定めのない職種分野※においても、本基準の基本的な考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要があります。

※基準値が定められている職種分野  
 ⇒ 13 職種分野 99 工種 (作業)  
 建設業許可業種全 29 業種中 15 業種の何らかの作業  
 に対応

## ◆労務単価や歩掛が分かる資料について

### 例) 型枠工事(型枠工および解体工の労務費)

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)
XX作業	例) XX工程			940			m2	9,820	9,230,711
		材料費	合板	1.00				2,540	2,540
			栈木	1.00				1,200	1,200
			PJ	1.00				500	500
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217	7.6m2/人	人・日/m2	31,700	4,190
		労務費	解体工	0.05187	0.05187	19.3m2/人	m2/人・日	26,800	1,390

労務単価

単位施工量当たり歩掛

単位施工量当たりの労務費

各作業(各工程)に対して、**単位施工量当たり歩掛**や**労務単価**、**単位施工量当たりの労務費**等の**労務費の根拠となる資料**の提示をよろしくお願いします。

## その他①：見積書の保存について

建設業法第40条の3並びに建設業法施行規則第26条第5項及び第28条第2項

契約締結に際して見積書が取り交わされた場合、**当初見積書**※1および**最終見積書**※2について、**当該建設工事の目的物の引き渡しから10年間保存**することが義務化されました。

※1 契約締結の前提となる設計図書等が整った後、初めて作成・提出する見積書

※2 契約内容の明細を示す見積書

★見積書と併せて、**見積書の内容に関する打合せ記録（相互に交付されたもの）**の保存も必要です。

協力会社の皆さまにおかれましても、当社と取り交わした見積書や打合せ記録の保存をよろしくお願いします。

# その他②：公共工事設計労務単価について

令和8年3月から適用される公共工事設計労務単価が公表されました(R8. 2. 17)

## 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について 資料1

### ポイント

- 最新の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定

### 全国

全職種 (25,834円) 令和7年3月比; +4.5%  
 主要12職種\* (24,095円) 令和7年3月比; +4.2%

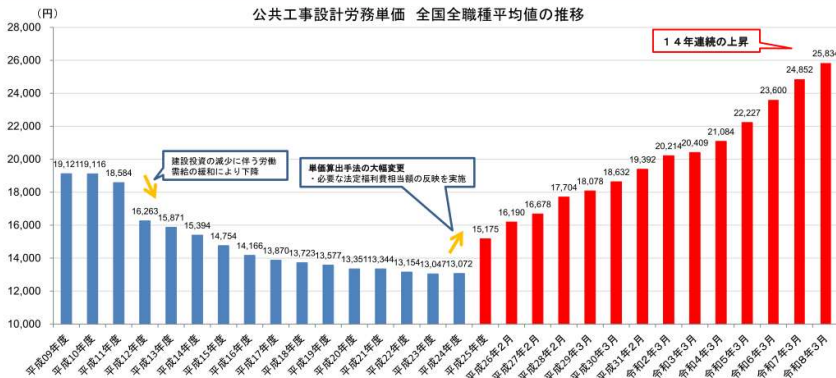
### 主要12職種

\*「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特殊作業員	28,111円	+4.3%	運転手(一般)	25,275円	+2.9%
普通作業員	23,605円	+3.0%	型わく工	31,671円	+5.0%
軽作業員	18,605円	+2.9%	大工	30,331円	+3.1%
とび工	30,780円	+4.0%	左官	30,508円	+4.1%
鉄筋工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員A	18,911円	+5.8%
運転手(特殊)	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員B	16,749円	+6.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

## 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について 資料2



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標準数をもとにラスバイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標準数をもとにラスバイレス式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていたため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。  
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工	職種別								
												都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工
北海道	01 北海道		36,100	28,200		30,900	26,700	31,400	33,300	31,200	26,600									
	東北	02 青森県		41,500	36,000	31,200	32,800	26,100	30,500	29,500	30,400	24,700								
		03 岩手県		41,300	36,200	32,000	34,700	27,700	30,400	29,600	30,600	24,600								
		04 宮城県		41,400	40,900	34,800	37,700	29,200	30,200	32,500	33,200	24,600								
		05 秋田県		41																
		06 山形県		37																
		07 福島県		44																
関東	08 茨城県	32,400	56																	
	09 栃木県	33,000	61																	
	10 群馬県	32,600	55																	
	11 埼玉県	32,500	60																	
	12 千葉県	32,400	61																	
	13 東京都	32,500	58																	
	14 神奈川県	32,300	56																	
東北	02 青森県	31,900																		
	03 岩手県	31,800																		
	04 宮城県	34,100																		
	05 秋田県	32,300																		
	06 山形県	31,600																		
	07 福島県	32,500																		
	関東	08 茨城県	33,400																	
09 栃木県		34,100																		
10 群馬県		32,400																		
11 埼玉県		33,100																		
12 千葉県		33,200																		
13 東京都		33,300																		
14 神奈川県		32,700																		
北陸	15 新潟県	34,500	38																	
	16 富山県	34,100	42																	
	17 石川県	34,300	46																	
	中部	21 岐阜県	37,400	51																
		22 静岡県	37,000	54																
		23 愛知県	37,100	51																
		24 三重県	37,100	52																
近畿		18 福井県	30,400	42																
		25 滋賀県	30,300	42																
	26 京都府	30,300	46																	
	27 大阪府	30,300	46																	
	28 兵庫県	30,300	42																	
	29 奈良県	30,300	42																	
中国	31 鳥取県	30,400	41																	
	32 島根県	30,400	34																	
	33 岡山県	30,400	35																	
	34 広島県	30,400	34																	
	35 山口県	30,400	35																	
	四国	36 徳島県	27,700	32																
37 香川県		27,900	32																	
38 愛媛県		27,500	34																	
39 高知県		27,400	34																	
九州		40 福岡県	37,200	36																
		41 佐賀県	37,500	42																
	42 長崎県	37,500	35																	
	43 熊本県	37,500	35																	
	44 大分県	37,500	35																	
	46 鹿児島県	37,500	35																	
沖縄	47 沖縄県	37,500	35																	



## お問い合わせについて

改正建設業法への対応について、ご不明な点がございましたら下記問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。

### (土木事業)

- |               |               |               |              |
|---------------|---------------|---------------|--------------|
| ・ 東日本支社：土木原価部 | 03-5427-2322  | ・ 西日本支社：土木原価部 | 06-4703-5791 |
| ・ 札幌支店：土木部    | 011-261-9261  | ・ 広島支店：土木部    | 082-241-2268 |
| ・ 東北支店：土木部    | 050-3495-2020 | ・ 四国支店：土木部    | 087-851-9010 |
| ・ 名古屋支店：土木部   | 052-453-5152  | ・ 九州支店：土木部    | 093-671-8809 |

### (建築事業)

- |               |               |               |              |
|---------------|---------------|---------------|--------------|
| ・ 東日本支社：建築原価部 | 03-5427-2321  | ・ 西日本支社：建築原価部 | 06-6625-3665 |
| ・ 札幌支店：建築部    | 011-261-9261  | ・ 広島支店：建築部    | 082-242-6056 |
| ・ 東北支店：建築部    | 050-3495-2020 | ・ 四国支店：建築部    | 087-851-9012 |
| ・ 名古屋支店：建築部   | 052-453-5145  | ・ 九州支店：建築部    | 093-671-8838 |

